

愛知県・犬山市
新型コロナウイルス感染症対策協力金
支給申請マニュアル

令和2年4月
(犬山市)

第 I 部 受給の要件及び支給額

1 支給対象となる事業者

本協力金の対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症「愛知県緊急事態措置」に基づき、施設の休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人です。

下記（１）から（５）に該当することが必要です。

（１）県内に事業所を有すること

本協力金を受給する事業者は、愛知県内に事業所が所在していることが必要です。なお、県内に事業所が所在していれば、愛知県外に本店がある企業についても受給対象となります。

（２）中小企業者、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人であること

○中小企業者とは

中小企業基本法に規定する中小企業者が対象となります。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

※中小企業基本法に規定する中小企業者（中小企業庁 WEB サイトより抜粋）

○その他法人とは

社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人等の各種法人が対象となります。

（３）休業や営業時間短縮の要請を受けた施設を有する事業者であること

①「休業要請の要請を受けた施設」とは以下を指します。

遊興施設等、運動施設・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、博物館等、大学・学習塾等、ホテル又は旅館、商業施設

②「営業時間短縮の要請を受けた施設を有する事業者」とは以下を指します。

食事提供施設

（※ 1）詳細は、別表 1「協力金交付対象施設一覧」、別表 2「基本的に休止を要請

しない施設」のとおり。

(※2) 愛知県のホームページ「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金について」の「よくあるご質問」もご確認ください。

(4) 休業・営業時間短縮の実施

4月17日(金)～5月6日(水)の全日において、休業又は営業時間短縮した場合について支給対象となります。(4月17日(金)は調整等を念頭に置いて弾力的に対応することとし、営業実績があっても構いません。)

(※1) 「大学、学習塾等」、「博物館等」、「ホテル又は旅館」、「商業施設」については、4月23日(木)～5月6日(水)の全日において休業した場合について支給対象となります。

(※2) 旅館業法の「旅館・ホテル営業」の許可を得ている、行楽を主目的とするホテル又は旅館を休業した場合については、4月26日(日)～5月6日(水)の全日において休業した場合について支給対象となります。

(備考)

- ・ 県内に複数の施設を有する事業者は対象施設全てにおいて休業又は営業時間短縮する必要があります。
- ・ 営業時間短縮とは、朝5時から夜8時まで、営業時間を短縮するとともに、酒類の提供を夜7時までとすることを指します(宅配・テイクアウトを除く)

(5) 誓約書に記載されている事項の誓約

様式第2「愛知県・犬山市新型コロナウイルス感染症対策協力金の申請に関する誓約書」に記載されている事項を誓約することが必要です。

2 協力金支給額

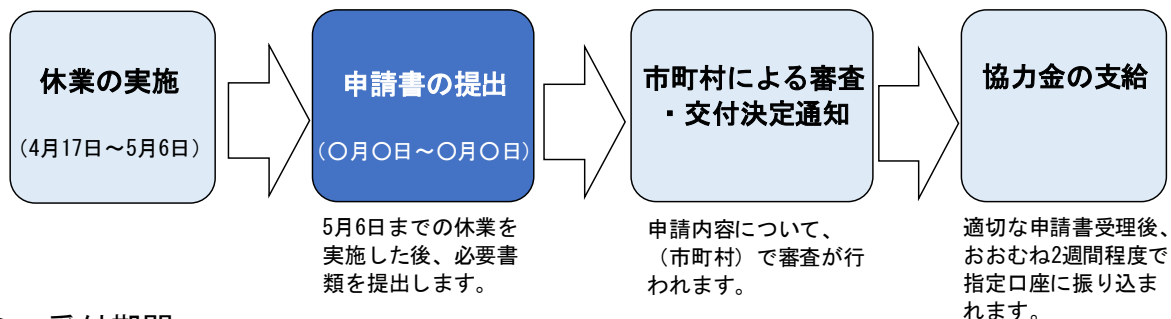
休業及び営業時間短縮を実施した場合の協力金支給額は定額で、1事業者あたり50万円とします。

なお、愛知県内に複数の事業所を持つ事業者においても、申請は1回のみとなります。

第Ⅱ部 受給の手続き

1 受給の手続きの流れ

本協力金の受給の手続きは、おおむね次のような流れとなります。



2 受付期間

令和2年4月28日（火）から6月30日（火）

3 申請の手続き

本協力金を受給しようとする事業者は、申請に必要な書類を整備提出すると共に、追加の提出を求められた場合には、速やかに追加提出する必要があります。

なお、提出した書類の控えは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。

4 申請に必要な書類

- (1) 様式第1 愛知県・犬山市新型コロナウイルス感染症対策協力金交付申請書（請求書）
- (2) 様式第2 愛知県・犬山市新型コロナウイルス感染症対策協力金の申請に関する誓約書
- (3) その他必要な添付書類
 - ① 営業活動を行っていることが分かる書類
 - ② 休業または営業時間短縮の状況が分かる書類
 - ③ 振込先口座が分かる書類(※) 詳細は、P7「添付書類一覧」のとおり。

- 協力金申請書等の様式は、犬山市ホームページからダウンロードすることができます。
- 提出時には**必ず控えをとり**各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。

5 申請方法

法人においては本店所在地（確定申告書に記載の住所）、個人事業主については住所地（確定申告書に記載の住所）の市町村に対し申請してください。

犬山市に申請する事業者は、申請に必要な書類一式を、簡易書留など郵便物を追跡できる方法で、次の宛先まで送付して下さい。

申請書類の送付先

○郵送

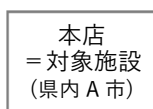
〒484-8501

犬山市役所 産業課 協力金担当 宛

注意：切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

<参考> 申請先市町村の考え方

○本店のみの場合



本店のある A 市へ申請

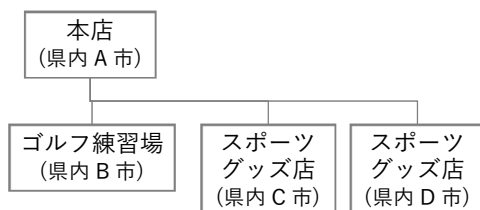
○複数の対象施設を持つ場合



本店のある A 市へ申請

(店舗が A 市にない場合も、あくまで本店が所在する市へ提出)

○複数種類の対象施設を持つ場合



(運動施設に該当
4/18～休業)

(商業施設に該当
4/23～休業)

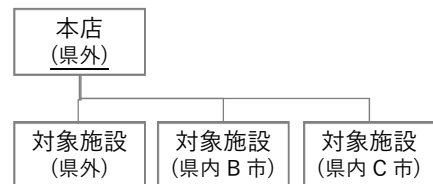
複数種類の施設があっても、申請は 1 件のみ。本店のある A 市へ申請。

○対象施設が県内にあるが、本店が県外に所在する場合

(例 1)



(例 2)



愛知県庁へ郵送 (P6 の<例外>参照)

愛知県庁で申請先市町村を検討し、愛知県庁から申請先市町村へ送付。

<例外>本店の所在地（確定申告書に記載の住所）が愛知県外の事業者の申請先

本店の所在地（確定申告書に記載の住所）が愛知県外の事業者は、愛知県庁のウェブサイトで、
ローソン法で、
次の

未定です

注意：切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

6 支給方法

犬山市による審査完了後、適当と認められる場合、申請者に対して通知するとともに、指定口座に協力金を振り込みます。

なお、申請内容が不相当と認められる場合は、申請者に対しその旨通知します。

7 その他

支給決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により協力金の支給を受けた場合は協力金を返還しなければなりません。

また、休業要請への協力事業者として、交付市町村名、法人名（個人事業主は屋号）、法人番号、施設の種類を愛知県のホームページで公開することがあります。

8 お問い合わせ先

○協力金の申請方法について

犬山市 産業課

愛知県・犬山市新型コロナウイルス感染症対策協力金担当

電話番号 0568-44-0340（ダイヤルイン）

対応時間 平日 8時30分～17時15分

○休業要請・協力金の対象について

愛知県 新型コロナウイルス感染症「県民総合相談窓口」（コールセンター）

電話番号 052-954-7453（ダイヤルイン）

対応時間 土日祝日を含む毎日 9時～17時

添付書類一覧		
確認項目	必要書類	
誓約書（様式第2号）	① 誓約書	原本
営業活動を行っていることが分かる書類	② 直近の確定申告書（個人：所得税、法人：法人税（税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの）） ※個人の場合はマイナンバーを黒く塗りつぶすなどとして提出してください。 ※申告書に業種や資本金の額が記載がない場合は、業種や資本金の額が分かる書類を追加で添付してください。 （例）個人：開業届、法人：定款又は登記簿謄本（履歴事項証明書）等 ※他県に本店がある法人については、愛知県内の主たる事業所の所在地がわかる書類を追加で添付してください。 （例）法人住民税・事業税・地方法人特別税の確定申告書 等 ※設立1期目で決算期や申告時期を迎えていない場合は、個人事業の開業届又は法人設立届（税務署の受付印があるもの）及び、直近の 経理帳簿等を添付するなど、措置時点での営業実態がわかる書類を添付してください。 （例）現金出納帳、売上帳簿 等（令和2年1月以降直近までのもの）	写し
	③ 業種にかかわる営業に必要な許可等を取っていることがわかる書類 （例）食品営業許可、旅館業許可、古物営業許可、風俗営業許可・届出 等	
	④ 申請する事業所ごとの外景（社名や店舗名入り）及び内景の写真 ※令和元年4月10日以降記録されたものに限る	
	⑤ 本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証等）※個人事業主の場合のみ	
	⑥ 休業又は営業時間短縮の告知、通知 （例）ホームページの画面、ポスターやチラシ、本社等から事業所に対する通知 等 ※休業する事業所等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）が分かるよう工夫してください。 ※上記書類がない場合は、休業期間中の事業収入額を示した帳簿を添付してください。	
振込先口座が分かる書類	⑦ 振込先口座番号が分かる通帳又はキャッシュカードの写し	

中小企業基本法に規定する中小企業者（中小企業庁WEBサイトより抜粋）

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※②～⑦について、それぞれ1種類の写しを添付してください。

<注意事項>

尚、資本金の額又は出資の総額が左欄の各分類に示す額を超える法人については、従業員数が分かる書類の写しの添付も必要です。
（例）法人事業概要説明書（法人税申告添付書類）、ホームページ、従業員名簿 等

協力金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の搾取”にご注意ください。

- 市町村や愛知県などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や愛知県などが、「愛知県・犬山市新型コロナウイルス感染症対策協力金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や愛知県などが銀行口座の番号などの企業・個人情報に照会することは、絶対にありません。